

府内周遊旅行促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都府旅行業協会（以下「協会」という。）は、府内の旅行会社が、安心・安全で京都の魅力の再発見につながる府内旅行又はその他の旅行を企画し、造成することを支援することにより、府内観光を促進するため、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行会社 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により京都府で旅行業の登録を受けた第2種、第3種及び地域限定の旅行者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の用に供する施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65条）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する施設をいう。
- (3) 観光施設 観覧・遊覧施設、観光レクリエーション施設その他の観光旅行者の利用に供される施設をいう。
- (4) 飲食施設 飲食店、喫茶店その他の飲食物を提供する施設をいう。
- (5) 貸切バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた京都府内に事業所を置く一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (6) 電子情報処理組織 協会の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって協会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (7) 全国旅行支援 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日付け観観振第26号）第3条第3号イにより定義する需要創出支援のうち、同要綱別紙1 I.（4）④に規定する旅行に対する支援

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、旅行会社が府内周遊の旅行商品（宿泊を伴う旅行及び日帰り旅行。以下同じ）または全国旅行支援を活用した旅行商品を造成する事業であって、次の条件をすべて満たすものとする。

I 府内周遊の旅行商品

- (1) 令和4年3月22日以降に出発し、令和5年3月12日までに帰着する旅行であること。
- (2) 旅行の行程が京都府、福井県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県に限るものであること。
- (3) 日帰りの旅行にあつては、旅行の行程に京都府内の観光施設又は飲食施設を1カ所以上組込むこと。
- (4) 宿泊を伴う旅行にあつては、旅行の行程に京都府内の宿泊施設を1カ所以上組込むとともに、京都府内の観光施設又は飲食施設を2カ所以上組込むこと。
- (5) 以下のいずれかを満たすものであること。
 - ア 旅行の行程中、旅行者のために貸切バス、タクシー等の運送サービスの提供を手配するものであること
 - イ 添乗員又はガイドが同行するものであること
- (6) 旅行の参加予定者が2名以上であること。

II 全国旅行支援を活用した旅行商品

- (1) 京都府を除く都道府県が実施する全国旅行支援を活用した旅行であること
- (2) 令和4年10月11日以降に出発し、令和5年3月12日までに帰着する旅行であること。
- (3) 以下のいずれかを満たすものであること。
 - ア 旅行の行程中、旅行者のために貸切バス、タクシー等の運送サービスの提供を手配するものであること
 - イ 添乗員又はガイドが同行するものであること
- (4) 旅行の参加予定者が2名以上であること。

- 2 補助対象事業の補助対象者、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(宿泊施設、観光施設、飲食施設及び貸切バス事業者の条件)

第4条 府内周遊の旅行商品にあつては、宿泊施設、観光施設、飲食施設及び貸切バス事業者は、「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言」に基づく取組を推進する事業所に対して交付される「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付または京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証等を受けたものとする。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を申請する者は、交付申請書(別記第1号様式)に必要書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、旅行終了の日から15日以内又は令和5年3月19日のいずれか早い日とする。ただし、やむを得ない事情があると協会が認めた場合は、この限りではない。

(電子情報処理組織による申請)

第6条 電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う者は、協会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請を行う者は、前条の必要書類を協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織に記録し、又は提出しなければならない。

(補助金の交付予定額の通知等)

第7条 協会は、第5条及び前条第1項の規定による申請を受理したときは、当該申請を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、当該申請者に対して別記第2号様式により通知の上、補助金を交付するものとする。

- 2 協会は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定及び補助金の額の確定の通知をすることができる。
- 3 協会は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知(別記第3号様式)するものとする。

(実績報告)

第8条 申請書の提出をもって、実績報告書の提出があつたものとみなす。

(交付決定の取消等)

第9条 協会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) この要領に違反したとき
- 2 協会は、項の規定により交付決定を取り消し、又は変更したときは、その旨を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 協会は、前条の規定により取消し又は変更の決定を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を補助事業者に命じるものとする。

(事業の一時停止)

第11条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、府内の医療提供体制が逼迫するような事態が発生した場合その他必要な場合は、協会は補助事業を一時休止するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月22日から施行する。

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

この要領は、令和4年7月6日から施行する。

この要領は、令和4年10月11日から施行する。

この要領は、令和4年12月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| 補助対象者 | 第3条に定める旅行商品を造成し、当該旅行を催行した旅行会社 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|---------|-----|----|------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-----|------|
| 補助対象経費 | <p>ア 旅行商品の企画に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地視察に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> 発地から現地までの交通費（経済的な通常の経路及び方法により計算した額） 宿泊費 観光施設の入場料等、施設利用費 ・仕入に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> 貸切バス、路線バス、タクシー、電車、レンタカー、レンタサイクル等の運送サービスの手配等に係る経費 添乗員、ガイド等に係る委託料（自社によるものは除く） ・その他協会が旅行商品の企画に必要と認めた経費 <p>イ 旅行商品の広報・宣伝に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞折込みやチラシ、ホームページ作成等の広報に係る経費 ・広報宣伝業務の委託に係る経費 ・その他協会が旅行商品の広報・宣伝に必要と認めた経費 <p>ウ 旅行商品の安心・安全対策に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対応保険への加入に係る経費 ・感染予防用具（消毒液、サーモグラフィ等）の購入に係る経費 ・その他協会が旅行商品の安心・安全に必要と認めた経費 <p>エ 京都府または他の都道府県のまん延防止等重点措置の適用等により催行が中止となった旅行商品の造成に要するア、イ及びウの経費（旅行中止により支払が不要になった経費を除く）</p> <p>オ 第12条の規定に基づき協会が補助事業を一時中止した場合における当該中止期間の旅行のキャンセル料 （第6条第1項の規定に基づき交付予定額の通知がなされたものに限る）</p> <p>※人件費等、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は除く</p> | | | | | | | | | | | | |
| 補助金の額 | <p><補助上限額></p> <table border="1" data-bbox="384 1279 1007 1496"> <thead> <tr> <th>旅行の参加人数</th> <th>日帰り</th> <th>宿泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～5人</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>6～9人</td> <td>2万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>5万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><加算額></p> <p>府内周遊の旅行商品にあつては、参加予定人数が10人以上の旅行に限り、旅行の行程に「食の京都」または「文化観光」に関連する施設を1カ所以上組み込んだ場合、補助上限額に5万円を加算する。</p> <p>※「食の京都」及び「文化観光」に関連する施設は協会が別に定める。</p> | 旅行の参加人数 | 日帰り | 宿泊 | 2～5人 | 1万円 | 2万円 | 6～9人 | 2万円 | 5万円 | 10人以上 | 5万円 | 10万円 |
| 旅行の参加人数 | 日帰り | 宿泊 | | | | | | | | | | | |
| 2～5人 | 1万円 | 2万円 | | | | | | | | | | | |
| 6～9人 | 2万円 | 5万円 | | | | | | | | | | | |
| 10人以上 | 5万円 | 10万円 | | | | | | | | | | | |
| 1 旅行業者あたりの補助限度額 | 協会が別に定める | | | | | | | | | | | | |